

三重県四日市市大矢知・平津事業案について

事業案の概要

・事業の経緯

処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、平成5年9月に警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導した。

その後、改善命令を発出したが履行されないまま、平成6年10月に埋立処分が終了した。

・支障等

平成16年度から3ヶ年をかけて県が安全性確認調査を実施し、同調査専門会議で審議した結果、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策の必要がある」との評価を得た。



<処分場概要>

許可容量：約132万³m³
 許可面積：約5.9万²m²
 投 棄 量：約262万³m³
 投 棄 面 積：約9.5万²m²

青：許可区域
 赤：処分場関係区域
 黄：隣接区域

対策工の概要 事業主体：三重県

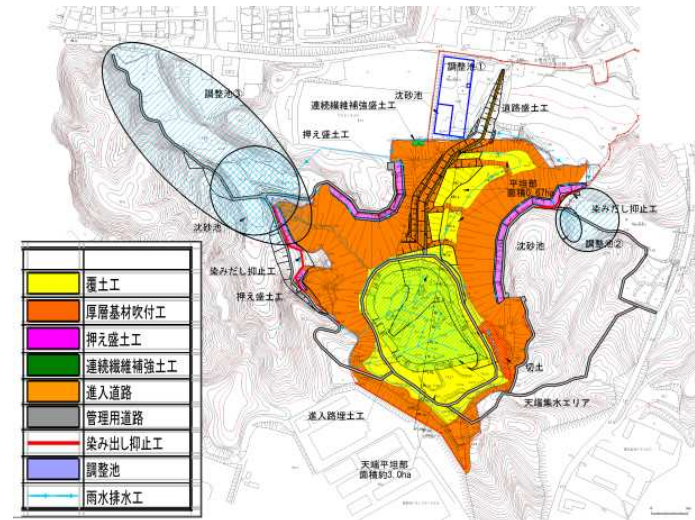
・廃棄物の飛散流出防止対策(①)

処分場の天端部や法面部において廃棄物が広範囲に露出していることから、覆土工等を実施し、廃棄物の飛散流出を防止した。また、覆土工により増大する雨水流出量に対応するため、同天端部に雨水排水工を設置するとともに調整池を設置した。

また、押え盛土工や連続繊維補強土工等を実施し、法面部の崩落を防止した。

・汚染浸出水の拡散防止、モニタリング(②)

処分場天端部における覆土工により雨水の浸透を抑制するとともに、染み出し抑止工により浸出水の拡散を防止した。併せて、モニタリングを行った。



行政対応・責任追及

・行政対応

第1次検証(措置命令発出まで)では、①必要な人員や組織体制の課題②処分場や事業者に対する認識の甘さ等について、指摘があり、①監視指導体制の強化②職員の自己研鑽等を行った。その後、第2次検証(措置命令発出後)での指摘を踏まえ、再発防止策の①進捗管理表の作成・公表②取組状況のフォローアップを実施した。

・責任追及

原因者に対しては、措置命令を発出した(H19.1.31)。土地所有者、排出事業者に対しては、今後、違法性の認められる事実が新たに確認された場合には、責任追及を行う。

スケジュール・費用



①②

令和4年度

総事業費：平成25年度～令和4年度 約32億円 **事業完了**